

医療的ケアの実施を伴う 保育園利用のご案内

医療的ケアの実施を伴うお子さまが保育園の利用をご希望の際に、安心して預けられるよう、「医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン」に沿ってご案内しています。

医療的ケアの内容

かくたん

- ・ 喀痰吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理など



利用対象のお子さま ※原則として、以下の条件をすべて満たすことが必要です。

- ・ 1歳児クラス以上のお子さま
- ・ 集団保育が可能であると主治医が認めるお子さま
- ・ 主治医と連携が取れる環境にあるお子さま
- ・ 保護者の就労等の理由により、保育の必要性があるお子さま



利用可能施設・時間

- ・ 受入れ体制が整った認可保育所など
※原則4月1日の入所となります
- ・ 平日の1日8時間のご利用

入園までの流れ

- ①市へ入園相談・園見学
- ②医療的ケア実施の申し込み
- ③検討会議による保護者面談
- ④医療的ケア実施の可否決定
- ⑤入園の申し込み・利用調整
- ⑥利用開始

看護師が医療的ケアを行います。お子さまの健康状態や、受け入れ施設の環境などを踏まえ、安全に利用できるかどうか十分な検討が必要です。まずはお早めにご相談ください。

市の担当課、その他専門機関と連携し、サポートいたします。

ご相談・問い合わせ先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西1-1-1
糸島市役所 子ども課 保育園・幼稚園係
TEL 092-332-2074 (8:30~17:15)

詳細はHPをチェック

